

各委員からの御意見及びそれに対する考え方について

資料3「第十二次中間とりまとめ（案）」

委員からの御意見

【大橋委員】

- ・今回取りまとめられたベースロード市場の新たな仕組みは、電取委での検討を踏まえ、限られた時間的制約において、検討のベストを尽くしたものである。他方で、更なる課題を残している。
- ・安定供給の観点からも長期取引の重要性が指摘されるが、本制度による長期商品を導入することのメリットはどれだけか。他方でリスクの観点からの備えがどれだけできているか。残された課題を速やかに検討に移しつつ、デメリットが顕在化する前に、できるだけの手当てを考えておく必要もあるのではないか。

（ご意見への考え）

長期商品と、長期相対契約による供出量控除インセンティブを導入のうえ、長期取引が活発化していない現状において、BL 市場として取引の場を設けつつ、合わせて長期相対契約も促進していきます。また、長期商品の導入に伴い発生しうる課題への対応についても、引き続き検討してまいります。

【小宮山委員】

- ・長期商品・1年商品の相互関係を考慮した商品のあり方に関して、「(参考3-4) 各オークションにおいて取り扱う商品」の表の方針に決まる過程での意見や議論の要点を加筆してはと思います。

（ご意見踏まえた修正）

P11 下段以降に、第77回制度検討作業部会における、長期商品・1年商品の相互関係を考慮した議論や、いただいたご意見を加筆しました。また、議論の過程でお示しした他対応案についても記載しました。

オブザーバーからの御意見

【日本卸電力取引所 国松オブザーバー】

- ・長期商品(2年物)については、取引所取引には適当な商品ではない(相応しくない)。導入するのであれば相対取引とすべき。

(ご意見への考え)

長期取引については、期間が長いほど、個別性の高い要素の定型化は難しく、相対契約で取り組むことが望ましいと考えられます。その点も考慮し、定型商品を扱う BL 市場では、長期取引機会の拡大が必要であると考えられる現状において、長期取引の中でも比較的受渡し期間の短い 2 年の取引を扱うこととしております。そのうえで、長期的な相対取引を促進していく観点から、長期相対契約を行った場合における供出量の控除インセンティブも設けることとしました。

- ・取引所取引とする場合、取引所は長期間に亘るリスクに備える預託金を預かる必要がある。(弊所で実施する場合、先物価格をもとに約定価格との差額にある定数(1以上)を乗じた額の預託金を求めざるを得ない)

(ご意見への考え)

ご指摘の点は、日本卸電力取引所と連携のうえ、検討させていただければと考えております。

- ・事後調整については、約定価格が状況により変化するなど取引所取引にとっては合わない。事後調整の必要性が、23 年度ベースロード取引における拠出義務者の拠出上限価格が高すぎるという視点であれば、拠出上限価格の監視が出来ないことを是正すべきである。

(ご意見への考え)

事後調整付取引については、電力・ガス取引監視等委員会において、現状では、燃料費の変動リスクの算定について、大規模発電事業者の裁量の余地が大きく、実質的な売り惜しみに繋がる可能性もあることから、制度の見直しについて検討したうえで、制度検討作業部会において、導入を議論したものになります。導入事後調整の考え方を定型化することで、取引所取引として扱えるよう、議論しております。

- ・事後調整を導入するとしても、前回の制度検討作業部会で意見を申し上げているが、一般ルール化することについては下記のような懸念があるため、事後調整を適用する者を限定するなど検討する必要がある。例えば入札価格 10 円で事後調整係数 0.8 の売り入札が、20 円で約定した場合、20 円に係数分を加算する必要があるのか、また事後調整を望まない入札が事後調整により安価になる場合はないか、導入を前提としても問題点が残置している。

(ご意見への考え)

事後調整付取引については、供出上限価格や燃料費の織り込み方法の観点だけではなく、事業者からそのような取引を求める声もあったことも踏まえ、第 79 回制度検討作業部会において議論したように、制度的な供出者については、供出上限価格の算定諸元に基づく事後調整単価を設定し、制度的な供出者以外は、事前公開された、各市場範囲における加重平均調整単価を適用することとしております。ご指摘のとおり、約定価格と入札価格の差を踏まえ、事後調整の可否を分けることとした場合、調整単価が状況によって変わることにもなり、買手の予見性にも影響を与え、制度として複雑さを増す可能性があります。他方で、事後調整を行う事業者や範囲を限定するという考え方もあると考えられることから、必要に応じた見直しについても、結果を踏まえ、引き続き検討してまいります。

- ・本とりまとめ案を日本卸電力取引所で実現する場合、申し上げた意見の内容も踏まえ、実務を踏まえた対応の検討が必要。
- ・事後調整を行う場合、決済は都度ではなく、例えば 1 月毎にまとめて決済するなど、弊所のルールは大きく変更する必要がある。

(ご意見への考え)

いただいたご意見や実務的な観点も含め、引き続き連携のうえ検討させていただければと考えております。

【株式会社エネット 小鶴オブザーバー】

- ・該当箇所 P18 事後調整単価の公開方法案

売り応札者が 2 者以下の場合、加重平均単価のみの公開とすると、買い手側は実際の調整単価が平均単価と大きく乖離する商品を購入せざるを得なくなることが考えられる。買い手側が調整単価も踏まえて、商品の購入要否を検討することを考慮すれば、2 者以下の場合であっても最低・最高単価を開示することが望ましい。(前回の審議会で、このような意見があったことも資料に記載いただきたい)

(ご意見を踏まえた修正)

P18 に、第 79 回制度検討作業部会における、事後調整単価の公開方法に関するご意見を追記しました。本件については、取引状況を踏まえ、必要に応じた検討を継続してまいります。

- ・該当箇所 P19 事後調整単価の公開スケジュール

買い手側が調整単価も踏まえて商品の購入要否を検討することを考えると、入札開始日までの調整単価の公表では、購入要否の検討に十分な時間を確保できず、結果として応札が見送られることも懸念される。この点については十分な議論が行われておらず、公開スケジュールの前倒しを継続検討いただきたい。(前回の審議会で、このような意見があったことも資料に記載いただきたい)

(ご意見踏まえた修正)

P19 に、第 79 回制度検討作業部会におけるご発言を注記し、実務的な観点も踏まえつつ、取引状況に応じた検討を継続してまいります。

【電源開発株式会社 加藤オブザーバー】

- ・ 2025 年度以降、容量市場では非効率石炭火力フェードアウトの誘導措置として、設備利用率の抑制リクワイアメントが課されることとなります。一方、現行のベースロード市場への投入電力量は、ベースロード比率 56%と各種ベースロード電源の高負荷率を前提に算出されていることから、一部においてフェードアウト誘導措置の設計思想との不整合が生じているものと考えられます。今回の見直しにより長期商品の 2 年目が 2025 年度受渡しにかかることとなりますが、1 年商品も 2025 年度受渡しとなる次年度のベースロード市場の制度設計においては、フェードアウト誘導措置との関係性も念頭に見直しを議論する必要があるのではないのでしょうか。

(ご意見への考え)

ご意見を踏まえ、今後検討してまいります。

- ・ 25 頁に「切り出された電発電源は、市場等へ供出されることから」との記載があります。過去の議論においては当社電源の切り出しにより取引所取引を含む卸電力市場の活性化が期待されていたものと認識しており、より適切に趣旨を表現する意味で、「切り出された電発電源は、市場全体の活性化に資するよう活用されることが期待されることから」といった内容に記載を変更してはどうでしょうか。

(ご意見踏まえた修正)

ご意見を踏まえ、記載を修正しております。

【関西電力株式会社 小川オブザーバー】

- ・ P20 事後調整単価の算定方法にかかる記載において、6 行目以降「BL 市場においても、売入札時の基準石炭価格はオークション直前 3 か月の全日本通関統計価格を参照し、受渡し時には受渡し月の 3～5 か月前の全日本通関統計価格を参照することとした」とあるが、審議会で発言させていただいたとおり、実需給年度の実態を踏まえ、実際の収入と費用の状況に著しい乖離が残る場合、参照月と受渡月でできるだけ近づけることや、過不足を事後的に精算する仕組みなどについて、改めて検討することが望ましいと考えるため、当該意見について、注記いただきたい。

(ご意見踏まえた修正)

ご意見を踏まえ、ご意見を注記しております。また、相対取引における基準石炭価格の適用状況や、B L 市場における取引状況を踏まえ、必要に応じて今後検討してまいります。

- ・ P25 発電側課金の転嫁にかかる記載において、9 行目以降「他方、2024 年度受渡し分については、オークション時点で発電側課金単価が判明していない状態でのオークション実施が想定されるため、その場合においては過去に電力・ガス取引監視等委員会の第 57 回制度設計専門会合において試算された単価（kW 課金単価：75 円/kW・月、kWh 課金単価：0.25 円/kWh）を使用することとした」とあるが、審議会で発言させていただいたとおり、制度設計専門会合で示された kWh 課金の単価は、「2015 年度の全 10 社費用を使って粗い試算を行ったもの」であるため、実際の課金単価と大幅な乖離が生じ、発電事業者と小売事業者双方に過不足が生じるリスクがあるものとする。したがって、過去の制度設計専門会合において試算された単価と、実際の課金単価との過不足について、事後的に精算する仕組みを検討することが望ましいと考えており、当該意見について、注記いただくとともに、今後具体的な検討を行っていただくようお願いしたい。

(ご意見踏まえた修正)

ご意見を踏まえ、ご意見を注記しております。また、乖離幅が大きくなる場合については、必要に応じて検討を行います。

【中部電力株式会社 中谷オブザーバー】

- ・ 今回、長期商品の供出量を 15%と設定しましたが、その算定根拠は明確に示しておく必要があるのではないのでしょうか。
- ・ また、1 年商品や長期商品については各論として整理されておりますが、最終的な商品ラインナップおよび各商品の制度的供出量割合（第 79 回本作業部会 資料 5：P7）を示した方が分かりやすさの観点から望ましいと考えます。

(ご意見踏まえた修正)

ご意見を踏まえ、修正しております。

※その他の委員・オブザーバーにおいては、事務局案について、異論なしの旨、ご回答いただいております。

<事務局の考え方>

- ・ 委員及びオブザーバーのご意見について、事務局で精査した上で、第十二次中間とりまとめ（案）のとおり修正いたしました。

<大橋座長取りまとめ>

- ・ 第十二次中間とりまとめ（案）については、委員及びオブザーバーのご意見を踏まえて修正も行っていますので、事務局においては必要な手続きを進めてください。